

国籍に対する国際人権条約の影響

立松 美也子

1 はじめに

国籍は、「人を特定の国家と結びつける法的紐帯である」と定義される⁽¹⁾。国内法においても国際法においても、国籍によって、個人と国家との関係が明確になり、そして、国籍に基づいて個人の権利行使が可能となる。国家は国籍によって自国民とそれ以外の個人を区別する。国内法上であれ、国際法上であれ、個人の権利を実現させるためには、いずれかの国家の国民であることが重要な意味を持つ⁽²⁾。それゆえ、国籍はあらゆる権利の基礎をなすと考えられる。

国籍に関し1923年、常設国際司法裁判所は「チュニス・モロッコ国籍法令事件⁽³⁾」において、国籍の問題が国内管轄事項であると判示した。この判例から、国籍は国家の国内管轄権限の中に含まれる事項であるとされ⁽⁴⁾、それが一世紀近くも続いている。この構図は、その後の国際実行においても確認できる。たとえば、1930年の「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」（以下、ハーグ国籍法抵触条約という）1条、「何人が自国民であるかを自国の法令に基づいて定めることは各国の権能に属する」という規定が挙げられる。そして、1997年に採択されたヨーロッパ国籍条約3条においても、「何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは各国の権能に属する」という規定がなされた⁽⁵⁾。国際司法裁判所も、ノッテボーム事件判決（第二段階）においてこれを確認した⁽⁶⁾。現在、国籍に関する国家の権限を直接、規制する条約や慣習国際法は存在しない⁽⁷⁾。各国は自国民の要件をそれぞれの国内法において決定し、その国内法にしたがって国民の範囲が定まる⁽⁸⁾。

一方、チュニス・モロッコ国籍法令事件の判決文の前段では、「ある事項がもっぱら国の管轄に属するか否かは、本質的に相対的な問題である。それは国際関係の発展に依拠する⁽⁹⁾。」と述べる。すなわち、ある事項が国内管轄事項の範囲内にあるかどうかは、国際関係の変化に依存する。とするならば、この判決から既に90年近くが経ち、グローバル化がその当時と比べ、格段に進んだ現代国際社会において、国籍に関して1920年代とまったく同一であると言えるのか、国籍の意味合いはその当時から変化したのではないかという疑問が生じる。

この疑問に対し、Spiro教授⁽¹⁰⁾は、「国際国籍法（International Law of Citizenship）」

が新たに国際法の一分野として成立していると主張する⁽¹¹⁾。同教授は国籍に対する権利を国際法が規定すること、そして、国内管轄事項の対象から国籍は除外されつつあるという変化に基づき、この主張をおこなう。しかしながら、一方で国籍は依然として、国内管轄事項であるとする解説もある。国籍と国際法規範についての理解を深めるために、国籍に国際人権条約がいかなる影響を与えているかを明らかにする必要がある。

国籍と一般化されがちであるものの、国籍は多岐にわたる分野に関連する。すなわち、国籍の付与、帰化、剥奪など、それぞれについて国際人権条約の影響が異なった形で現れる可能性もある。本論は、国際人権条約がいかに、国内法の国籍関連事項に影響を与えているのかを明らかにすることを目的とする。

2 国籍に関連する分野

国籍は多岐の分野にわたる様相を示す。おおまかに、個人が国籍と関係する分野と国家間で国籍が取り上げられる分野に分類できる。個人の国籍に対する分野として、人の一生から考えれば、出生に伴う国籍の付与・取得、国籍の変更、この中には個人の身分行為に基づく場合の変更、または、個人の自発的意思に基づく場合の帰化がある。また、個人の自発的な意思による国籍の放棄、または、国家による国籍の剥奪という事態もありうる。加えて、国家の領域が変動した場合、個人の国籍がどのように変化するかという問題、すなわち、国籍の承継がある。

一方、国家間の関係において国籍が問題となる分野として、国籍の積極的な抵触である重国籍者（複数国籍保持者）の問題、そして、消極的な抵触である無国籍者の問題がある。特に無国籍者については、20世紀当初より各国はその存在を問題視してきた。

国籍がもたらす効果が関連する分野として、国家の属人的管轄権、および、個人の自国に戻る権利、国家の側から言えば自国民受け入れ義務、そして、国家が自国民の受けた損害を侵害国に請求する外交的保護権の問題が存在する。属人的管轄権は、行為者の本国が管轄権を有する積極的属人主義、被害者の本国が持つ消極的属人主義に分類できる。

本論では、個人の視座から「国籍に対する権利」とされる分野について、主として検討をおこなう。国籍がもたらす効果の分野、すなわち、属人的管轄権や外交的保護権については検討の対象としない。外交的保護権については、既に国際法委員会が検討をおこない、2006年に外交的保護に関する条文草案を採択した⁽¹²⁾。この法典化の結果、外交的保護権の行使については、国際法上の要件が決定し、国家の恣意が当然のように認められる余地は少なくなったと言えよう。

また、属人的管轄権は、国籍が付与された結果であり、今回の検討事項の結果に生じる問題である。複数国家の国家管轄権の行使が競合して適用されることは、近年増加しており、その優劣関係を確定することが必要となっている。この解決には各国が抵触法規を立

法するだけでなく、国際法独自の調整基準が必要とされる⁽¹³⁾。そのため、種々の国際条約における裁判管轄権の規定が作成され、それらに基づき国家管轄権が行使されうようになった。国家領域における領域主権に基づく属地的管轄権行使は、排他的かつ包括的であり、属人的管轄権より属地的管轄権の優位が一応推定される。そのため、この分野についても国籍の問題として取り上げる必要性はないと考える。

国籍国に戻る権利は国際慣習法上認められ、かつ、いくつかの国際人権条約においても規定がなされている。たとえば、世界人権宣言13条および自由権規約12条4項において、「自国に戻る権利が恣意的に奪われない」と規定される。自国に戻る権利は、「自国」が何を意味するかについての議論はあるものの、「国籍国」に戻る権利については異論なく認められる。それゆえ、本論では対象外とする。

3 国籍に関する国際人権法

第二次大戦後、数多くの国際人権条約が採択され、各国の人権基準について国際法が関与するようになった。それに伴い、国籍に対する権利についても同様に、国際人権条約において規定がなされている。

1) 国籍取得

出生に伴う国籍取得については、親の国籍を基準とする「血統主義」と親の国籍に関わりなく、子の出生地の国家の国籍を与える「出生地主義」がある。1930年代前半までは、血統主義が国家実行上、もっとも有力な方式であったものの、属地主義との関係で出生地主義が有力となり、現在では両者の併用例が多い⁽¹⁴⁾。出生地主義と血統主義のどちらの基準を採択するかは各国の自由であり、国内管轄事項であると言える。

この二つの基準について、ヨーロッパ国籍条約6条は明文の規定をおく⁽¹⁵⁾。同条文の血統主義は、「親の一方」の国籍を子が取得すると規定する。子の親が父であるか、母であるかは問題とはならない。すなわち、国籍付与における男女平等が明文で規定されている。これは1979年に採択された女子差別撤廃条約9条の国籍付与における男女平等が、普遍的に認められたことを意味すると言えよう。

国籍に対する権利は、世界人権宣言15条に規定され、その後、世界大に適用される人権条約では、自由権規約24条3項、児童の権利条約7条、障がい者人権条約18条⁽¹⁶⁾に規定された。世界人権宣言では、「すべての者の権利」として「国籍の権利」が規定されたものの、その後作成された自由権規約および児童の権利条約では、国籍の権利が「児童の権利」として規定された。また障がい者の権利条約では、障がい者について国籍の権利が奪われないと規定する。このような権利主体の規定ぶりから、国籍の権利は児童および障がい者だけの権利となるのかという疑念が生じ得る。しかし、保護を必要とする児童や

障がい者について、国家が恣意的に国籍を与えないという不作為を防ぐため、上記の規定がなされたと考えられる。子の国籍に対する権利には、国籍変更の権利と恣意的に国籍を奪われない権利を含むとされる⁽¹⁷⁾。

国籍の権利について、地域的人権条約においても規定が存在する。米州人権条約20条では、「すべての者は、国籍を持つ権利を有する。すべての者は、他のいかなる国籍をも持つ権利が無い場合には、その領域内で生まれた国の国籍を持つ権利を有する。何人もその国籍を恣意的に奪われず、または国籍を変更する権利を奪われない」と規定する。

また、この規定は1984年に米州人権裁判所の勧告的意見において、以下のように確認された。すなわち、「国籍は全ての人間に認められる権利であり、国家が国籍に関して規定する際に配慮を必要とする⁽¹⁸⁾」「国籍の付与および確認は各国家が判断する問題であることは、伝統的に受け容れられている事実であるにもかかわらず、現代の動向では、国際法がこの分野において国家が享有してきた幅広い権限に一定の制限を課すものとなり、今日においては国籍に関する問題を国家が規制する方法は、専ら国家の管轄権のみに属すると言うことはできない⁽¹⁹⁾。」米州人権条約の適用地域においては、国籍を得る権利が個人に認められることを意味し、その国家の権限には国際法による規制がなされるという認識が認められる。

加えて、ヨーロッパ国籍条約4条a項では、「全ての者は、国籍に対する権利を有する」と規定し、アフリカ連合が採択した児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章（1999年）の中においても、国籍を取得する権利の規定がある。

すなわち、すべての人が国籍を取得する権利は、普遍的国際人権条約に明確に規定されていないものの、米州、ヨーロッパ、アフリカの地域的人権条約に見いだすことができる。それゆえ、同権利は、地域的国際人権法として確立したのみであり、その普遍性は疑わしいという意見もありえよう。しかしながら、地域的人権条約のあるすべての地域において国籍に対する権利が規定されたという事実、そして、社会的に保護を必要とする児童や障がい者には普遍的に国籍権が規定されたという事実は、この権利がもはや一部の範疇の人々に限って認められる権利であるとは言えないと結論づけられる。なぜなら、児童が成人に達したときに国籍を得る権利が消失するということは論理的にあり得ない。また、障がい者だからこそ、国籍を得る権利が認められ、他の者には同様の権利が認められないとも考えられまい。地域によって国籍取得権の有無が存在するとも考えられない。それゆえ、国籍を取得する権利、そして、それを保持する権利は、国際人権条約に規定されたと考えられる。

2) 国籍変更

国籍変更は主として自発的な意思に基づく国籍の取得である「帰化」（狭義の帰化）の制度に依拠する。本人がおこなう帰化の申請によって国籍変更者の「自発的な意思」が確

認できる。その帰化を認めるかどうかの条件については、各国の国内法に基づき判断される。国内法の条件に従って帰化の許否が国家により判断される。帰化申請の許可について、帰化の申請を受けた国は申請者の元の国籍国の同意を得る必要はない。すなわち、帰化を認めるかどうかは、帰化を申請された国家の自由意思に依拠すると言えよう。

しかしながら、ある一定の集団、すなわち、無国籍者、いずれの国の国籍も有さない者については、各国の自由意思を限定する国際法規範が存在する。その一例として、1961年採択の無国籍の減少に関する条約1条1項 (b)⁽²⁰⁾ が挙げられる。この条項では、無国籍者からの申請について、被申請国の配慮が求められる。無国籍の取扱いについて、国際人権条約の影響については後述する。

帰化の条件について、ヨーロッパ国籍条約6条3項および4項において、国内法に依拠するとしつつ、次の条件を規定する。すなわち、合法的に居住する個人は、居住要件を10年以上に規定してはならないこと、自国民の配偶者、自国民の子、帰化した国民の子、自国民の養子となった子、領域内で出生し、合法的に居住する者、無国籍者、認定難民については、国籍の取得が容易になるよう国内法を規定することが義務づけられている。

この条約の成立以前、帰化の許可の条件の設定は、国内管轄事項であり、国家の完全な自由意思に完全に依拠すると考えられていた。しかしながら、この規定は、帰化の条件は各国の完全な恣意が認められなくなり、国際法上の規制を同条約の当事国に課していると言えよう。

国籍変更には個人の身分行為に基づく分野（広義の帰化）がある。すなわち、国際結婚、国際的な養子縁組、認知、離婚などともなう国籍変更である。20世紀初頭には国際結婚によって、妻は夫の国籍に変更するという夫婦国籍同一主義の立場が取られ、妻は婚姻によって夫の国籍に従うものとされた。1930年採択の国籍法抵触条約8条および9条において、妻のみが妻の本国法に基づき、夫への従属的な国籍変更を求める場合、夫の国籍を取得することを条件として、妻の国籍変更することを規定する。また、妻の本国法に基づき、夫の国籍変更に伴い、妻は夫の取得した国籍に変更することとなっていた。これは、国籍唯一の原則から、子の国籍が複数国とならないために夫婦の国籍を同一にする必要性があったと考えられる。

しかし、現在では夫婦国籍独立主義が採られることが多い。すなわち、結婚や離婚、または、夫の国籍変更という事実のみによって、自動的に妻の国籍は影響を受けないとする考え方である。これは男女平等原則からの帰結であり、妻の国籍を夫の国籍に自動的に従属することは否定される。すでに、この原則は、既婚女性の国籍に関する条約1条および女子差別撤廃条約9条に規定されている⁽²¹⁾。また、ヨーロッパ国籍条約4条d項においても、「一方配偶者による国籍変更は他方配偶者の国籍について当然に効力を及ぼさない」と規定された。同条約の規定は男女平等が貫徹しており、夫が妻の国籍変更によって、従属的な国籍変更を強いられないことまでも規定する。これは、男女平等原則が国際人権条

約において規定された結果、それぞれの個人の国籍決定をその個人の意思に依拠するようになり、夫婦同一国籍原則は消滅する方向性にあると考えられる。

また、認知に伴う児童の国籍取得については、ヨーロッパ国籍条約において国内法に従い、両親の国籍を取得できることと規定されている⁽²²⁾。特に人権条約による影響は見られない。その一方、わが国の非嫡出子の場合、従来の国籍法上、父の認知のみならず、父母の婚姻関係の成立という要件をにより、出生した子どもに日本国籍が与えられていた(準正による国籍取得、国籍法3条1項)。しかしながら、最高裁は、嫡出子たる身分の取得を国籍取得の要件とすることに合理的な理由がないとし、当該国籍法規定を憲法14条1項違反であると判示した⁽²³⁾。その結果、20歳未満の子が日本国民の父により認知された場合、法務大臣に届出をすることにより、届出の時点で日本国籍を取得すると、平成20年に国籍法の改正がおこなわれた。この流れは、世界人権宣言25条2項における婚内子と婚外子の社会的保護における差別の禁止、自由権規約24条1項⁽²⁴⁾ および児童の権利条約2条に見られる出生による差別の禁止に沿ったものとなっている。国籍を得る権利における差別の禁止が、国際人権条約の間接適用によって成し遂げられたと考えられる事例であった。

3) 国籍喪失・国籍剥奪

国籍の変更や選択は、個人の自発的意思に基づいて、元の国籍から他の国の国籍に変更することを意味する。しかし、国籍喪失の場合は、自己の意思に基づく国籍の離脱のほか、国家が主導して個人の国籍を奪う刑罰としての剥奪の場合があり、後者の場合そこには個人の意思はない。自らの国家の構成員を誰にするのかを国家自らが決定できることから、国籍の剥奪も各国の国内管轄事項であると主張される⁽²⁵⁾。

しかし、その一方で、世界人権宣言15条2項では、「何人もその国籍を恣意的に奪われない」と規定する。この規定は現在、慣習国際法規範となったという意見もある⁽²⁶⁾。すなわち、国籍を恣意的に剥奪されない個人の権利と国民を自由に決定できるとする国家の権利が併存している状況にある。果たして、国家の国民決定権限は、無制限に認められ得るのであろうか。

国籍剥奪について、ヨーロッパ国籍条約5条では差別の禁止が規定され、一定の民族、人種、宗教を根拠に国籍を剥奪することは認められないとする。加えて、同条約7条では国籍剥奪を国内法に規定することが禁止されており、その例外条件が列挙されている。その例外とは、任意の外国籍取得、詐欺行為による国籍の取得、外国軍隊における任意の従事、締約国との真正な連関の欠如、および国家の重大な利益を著しく侵害する行為の実行である。同条約のコメンタリーによれば、重大な国家利益侵害はかなり限定的であると考えられている⁽²⁷⁾。通常の刑法犯罪は、たとえいかにそれが重大なものであったとしても含まれないとしていることが、それを示す。同条約の起草時には、国家反逆罪が念頭に

あったとされる⁽²⁸⁾。加えて、同条3項では当該人が国家の国籍剥奪によって無国籍になる場合、国籍喪失を規定できないとする。

わが国の国籍法においては、国籍の喪失の規定がない。加えて、ヨーロッパ国籍条約の国籍剥奪の条項がかなり厳しく制限された規定となっていることから、現在のところ、国家主導の国籍喪失は恣意的におこなうことは認められないと考えられよう。これは国籍を持つ権利が認められる国際社会の現状をあらわしていると考えられる。

4) 国家承継時の国籍問題

国籍の後天的得喪の中で、国際法上の原因で生じるのが領域変更に伴う国籍変更である。国際法上、合法的な方法で国家領域の変更、すなわち、国家の併合、分裂、または割譲があった場合、その領域には住民が存在することが多い。彼ら住民の国籍がいずれの国のものとなるかという国籍の国家承継の問題である。

従来より、国籍の国家承継では二つの学説が存在した。一つは承継国にいる個人について国籍が自動的変更されることにはならず、承継国に決定権限があるという説であり⁽²⁹⁾、もう一つは、ブラウンリーが主張する承継国の住民は自動的に承継国の国籍となるという国籍自動変更原則⁽³⁰⁾である。ブラウンリーは、領域主権の変更が生じれば、国籍変更がそれに従うとし、これが慣習国際法であると国際法委員会において主張した⁽³¹⁾。すなわち、承継国の領域に居住する者は、自動的に承継国の国籍が推定されるという考え方である。

しかし、ブラウンリーの説は必ずしも国家実行と合致しない。国家領域の変動があった場合、割譲地域の住民に条約に基づいて国籍の選択権を与える場合もある⁽³²⁾。承継国は、新たな領域に永住する人々のどの範囲に国籍を与えるかを国内法で規定することができるという考え方によって処理された事例もある。わが国における国内判例においても、国籍を個人が選択する「国籍選択制度」が慣習法上、確立しているとは考えていない⁽³³⁾。すなわち、国籍の承継について確立した国家実行が存在するとは言いがたい状況にある。

国際法委員会は、バクラフ・ミクルカを特別報告者に任命し、1999年、「国家承継における自然人の国籍の扱いに関する条文草案」を採択した⁽³⁴⁾。この条文草案では、5条において承継の日に、承継国にいる人は承継国の国籍を取得したという推定をおこなうと規定すると同時に、国籍に関する国内法の立法義務を課している。

2006年欧州評議会も「国家承継に関連する無国籍者の防止に関する条約」を採択した⁽³⁵⁾。この条約には、すべての者に国籍に対する権利があることを認めた。かつ、各締約国に無国籍者を防止することを求め、差別禁止原則、国籍の恣意的剥奪の禁止を重視した条文を規定した⁽³⁶⁾。

国際法委員会が作成した国籍承継条文草案では、差別事由を列挙していない。これは列挙により各国が条文草案に反対する可能性が高くなることを危惧した結果である。単に無

差別原則という文言のみを規定した⁽³⁷⁾。国籍の承継に関する条約では、無差別原則又は、人種、性別、言語、宗教または性的、政治的志向に基づいて国籍付与の許与を決定してはならないと規定した。このことから国際人権条約で規定されてきた無差別原則があらわれていると結論できよう。

5) 無国籍

国籍の消極的衝突である無国籍とは、個人がいずれの国の国籍も有さない状態を意味する⁽³⁸⁾。これは各国が国籍付与について自らの権限で基準を設定する結果生じうる。UNHCRの統計によれば、公的な統計の取れる60カ国において660万人の無国籍者が存在するとされる⁽³⁹⁾。国家を基本的な構成単位としている国際社会にとり、無国籍者の存在は避けたい事態である。なぜならば、無国籍者の行動について、いずれの国家もその責任を負うことはなく、国家の管理から離れた無国籍者の存在は国際法体系に対する挑戦であり、望ましくないと考えられるからである。無国籍者の常居地国は、無国籍者の居住が自国にとり、たとえ好ましくないとしても、退去強制先がない、すなわち、受け入れ国が存在しないという状況ともなりうる⁽⁴⁰⁾。

また、無国籍者も不安定な状況にあると言えよう。無国籍者は、常居地とする国家によって不当な扱いを受けたとしても、国籍国による外交的保護を受けることができない。加えて、いずれの国家からも国民としての保護を受けることはできない⁽⁴¹⁾。そして、旅券などの身分を証明する文書を国籍国を持たないがために発布されず、その結果、移動の自由が制限されうる。相互主義に基づき、外国人に与えられる社会保障や財産権についても与えられないこととなる。

無国籍には次の二種類、すなわち、出生時にどの国の国籍も付与されない生来の無国籍、および、いったん取得していた国籍を喪失した結果生じる出生後の無国籍がある⁽⁴²⁾。どちらの無国籍も、どの国の国民と認められない者をさす。これらの無国籍者については、以下の条約を通じて、国際社会の各国が無国籍の発生を防止すべきであるという原則が確立している。

まず、国際連盟の時代、1930年第一回国際法典編纂会議において、ハーグ国籍法抵触条約、無国籍者のある場合に関する議定書および無国籍に関する特別議定書が採択された。しかし、これらは当事国数の少ない条約であり、成功裏に終わったと評価されなかった⁽⁴³⁾。

第二次大戦後にも無国籍者削減のための条約作成は続けられた。1951年に採択された難民条約において、1条2項に規定された条約上の難民の定義の中には「常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの」を含め、無国籍者も保護対象とした。また、1954年、無国籍者の地位に関する条約⁽⁴⁴⁾が採択され、無国籍者の概念を規定し、合法的に当事国領域内にいる無国籍者に他の外国

人と同様の扱いを受ける権利を認めるよう義務づけた。これらの条約は、事実上の無国籍者、すなわち、国籍を有してはいるが、実際には国籍国の保護を受けられない者を対象にしなかったものの、条約に付随する非拘束的勧告の中に事実上の無国籍者に対し、条約規定の無国籍者と同様の配慮を当事国に求めた⁽⁴⁵⁾。

1961年には無国籍者削減条約が採択された。本条約はこれまでの無国籍者の処遇について規定するのではなく、無国籍者の削減に重点を置く。そのため、当事国は領域内で出生した者で、国籍を付与しなければ無国籍となる者に国籍を与える義務を負う（同条約第1条）。加えて、9条において人種的、種族的、宗教的または政治的理由に基づく国籍剥奪を禁止する。当該条約の審査する機関はUNHCRとされ、総会によって権限が付与された⁽⁴⁶⁾。しかし、当事国数が極めて少なく、条約の普遍性が確保されているとは言えない状況にある⁽⁴⁷⁾。

地域的条約にあっても、無国籍者の発生を避ける基本原則がヨーロッパ国籍条約4条b項に規定された。「無国籍防止原則」、すなわち、無国籍者を出現させないという原則は、国際法上の要請であるとされる⁽⁴⁸⁾。また、同6条においては、無国籍になりうる棄児に国籍を付与する義務も規定する。

個人の国籍を得る権利の対をなす国家の国籍を付与する義務は、各種条約上、確認することはできない。国籍を与える、つまり、国民の範囲を決定する自由を国家が有することから、国家がそれぞれの国内法によって国籍付与条件を規定する。実際には、まったくその国家に関係のない人に国家が勝手にその国籍を付与することは、論理的に不可能であろう。国家の自由裁量も無制限とはなり得ない。しかしながら、無国籍者の発生を削減する条約を国際社会が採択することによって、徐々に生来および後天的無国籍者、すなわち、法律上の無国籍者は減少する可能性が高いと考えられる。

その一方で事実上の無国籍者、すなわち、国内法上、いずれかの国籍を有しているもののその国籍に実効性がないか、自らの国籍を立証することができない者の問題は引き続き存在しうる⁽⁴⁹⁾。これらの範疇の人々については、国家管轄権の下にあるすべての人に、一定の権利を認める国際人権条約の実効性を高めることによって、保護の対象となり、一定の人権保障が可能となる。自由権規約2条1項において、締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄下にある全ての個人に対して、規約上の権利を尊重し及び確保することを約束する。この条文中、同規約の当事国は、国民であるか外国人であるか、国籍の有無を問わず、一定の権利保障をおこなう義務を負うことになる。各国の国内法を調整することによって、無国籍者を削減するというアプローチのみならず、国際人権条約の履行を確保することによって、管轄権内の人権保障が確保され、無国籍者の保護をおこなうことも可能となる。後者の方法が確実になれば、無国籍になるという自由すら確立する可能性もあろう。しかし、現代国際社会において、人権条約の履行が確実になっていない現状では、事実上の無国籍者も法律上の無国籍者も多大な困難に直面している。国際社会は、無国籍

者を削減するという方策によって、対象となる人を減らしている状況にある。無国籍者防止原則は、各種条約に規定されるにつれ、国際慣習法規範となったと考えられる。

6) 重国籍・複数国籍

国籍の積極的抵触である重国籍・複数国籍については、関連国際法原則の変化が見られる。重国籍が発生する原因は、主として、出生による場合と何らかの身分行為に基づく場合がある。20世紀半ばまで、重国籍は国家の権利や義務の衝突をもたらす原因となることから、国家の紛争原因となり、望ましくないと国際社会はみなしていた⁽⁵⁰⁾。重国籍者についてどちらの国籍国が外交的保護権を行使するのか、または、重国籍者の兵役義務をどちらの国籍国でおこなうのかという問題が生じることから、複数国籍の保持は排除されるべきであり、「国籍唯一の原則」が国際法上、取るべきであると考えられていた⁽⁵¹⁾。

この国籍唯一の原則は、1930年採択のハーグ国籍法抵触条約の前文においても述べられている。すなわち、「国際共同体の全ての構成国に人は一の国籍を有すべきであり、かつ、一の国籍のみ有すべきであることを認めさせることが、国際共同体の一般的な利益であることを確信」するとある⁽⁵²⁾。

第二次大戦後も同原則は、引き続き、国際社会においてその価値を認められた。1963年、ヨーロッパ評議会は、重国籍の場合の減少および兵役義務に関する条約を採択し、この中で実効的国籍国における兵役を優先させるという方法を示した。これは重国籍者の存在が国家間の紛争へとつながらないための方策であり、その存在を減少させることを条約目的に掲げている。

しかし、現在、国籍唯一の原則、その結果の重国籍者・複数国籍保持者の削減に法的価値を見出すという方向性は見受けられない⁽⁵³⁾。たとえば、ヨーロッパ国籍条約14条は、出生による重国籍、婚姻による重国籍を許容することを定め、これ以外の事例についても締約国が重国籍を認めることを許容する。また、兵役義務について21条において、複数国籍を有する者は、そのうちの一つの国家について兵役義務を履行することで足りるとした。これにより、複数国籍の保持を許容し、複数国籍保持者の存在が国際問題に発展しないように規定する。

外交的保護について、国際法委員会は2006年外交的保護条文草案を採択した⁽⁵⁴⁾。この中で、複数国籍保持者である被害者の国籍国が第三国に対し請求を提起する場合、請求提起国と被害者の個人の間の実効的国籍であることは求められていない(6条)。請求提起国に形式的に国籍が存在すれば外交的保護権の行使が可能となる。また、重国籍者の複数国籍国が共同して、外交的保護を行使することが可能となっている。重国籍者の国籍国の間での外交的保護の提起は、優越的な紐帯を持つ国籍国のみ、すなわち、実効的国籍国が行使できると規定する(7条)。外交的保護においても、複数国籍者の存在を認め、その行使について形式的国籍国が実行できるとする傾向がある。

わが国の国籍法は、国籍唯一の原則を根底に持つ。これは国籍法の国籍選択制度に現れている。わが国が女子差別撤廃条約に加入する際、1984年（昭和59年）に国籍法の改正をおこない、従前の父系血統主義から父母両系主義に改めた。これは同条約の当事国が子どもの国籍について、女性に男性と平等の権利を与える旨の規定があるためである。この改正に伴い、重国籍者が発生することが予測され、国籍の選択制度を新設した。すなわち、未成年の時に重国籍になった者は、成年に達した後2年以内に、成年になってから重国籍となった者は、その時から2年以内に、いずれかの国籍を選択すると国籍法14条は規定する。同法15条では複数国籍保持者の日本国民で、国籍の選択をしない者に対し、法務大臣が書面での選択の催告をおこなうと規定する。これらは、国籍唯一の原則に基づく複数国籍の排除のための規定である。しかしながら、この15条1項に基づく法務大臣による催告は、おこなった例が現在までの間ないと法務省は述べている⁽⁵⁵⁾。

我が国の国籍法制度は、父母両系血統主義を採用し、国籍唯一の原則を維持するために国籍選択制度を導入したものの、実際にはその選択を促すような催告をおこなっていないという状況にある。すなわち、我が国における国籍唯一の原則は、既に実効的ではなく、重国籍・複数国籍保持を事実上、容認しているといえよう。国籍法と現実が乖離している状況下にある。

グローバル化した社会では移民は増加し、人々の移動可能性も増加している。その結果、国際結婚や定住外国人も増加しよう。重国籍・複数国籍保持が生じる可能性は増えこそすれ、減ることはありえない。また、両性の平等を規定する国際人権条約が増えたことから、血統主義でも父母両系が採用され、その結果、重国籍・複数国籍保持者が増加することは容易に想像できよう。以上の状況を踏まえ、ヨーロッパ国籍条約は複数国籍の保持を個人の権利として認め、各締約国内において彼らを差別的に扱わないことを規定した⁽⁵⁶⁾。すなわち、20世紀半ばまで認められていた国籍唯一の原則は大きく後退し、既に機能していないと考えられる⁽⁵⁷⁾。国際社会の趨勢は、男女平等原則の実施にともない、複数国籍を認める方向性へと切り替わったと言えよう⁽⁵⁸⁾。

4 おわりに

1948年世界人権宣言を国連総会が採択して以来、数多くの人権条約が採択され続けてきた。多くの人権条約は、国家報告制度を備えているものの、条約実施機関が提示する意見に当事国を法的に拘束するだけの力は認められない。しかしながら、人権条約の規定にまったく法的な意味がないと結論付けるのは早計である。本論において、国籍制度を取り上げ、概観した結果、種々の人権保護原則が条約に規定されることによって、各国の国籍法に影響が現出していることが理解できる。これは国籍という従前まで国内管轄事項と看做されていた事項について言える。

影響の第一に挙げられるのが、国籍付与において差別禁止原則が適用されるようになった点である。我が国が女子差別禁止条約を批准したことにより国籍法を改正し、父系主義から父母両系血統主義にした点もこのあらわれである。多くの人権条約において差別禁止原則が規定され、ヨーロッパ国籍条約5条にも差別的適用の禁止が規定された。国家は、この原則に反した国籍法の規定をおこなうことは、もはや困難となっている。

第二に、無国籍防止原則が国際法上確立し、各国の国籍政策に影響を与えている。長らく国籍唯一の原則は、複数国籍保持者と無国籍者が生じないために利用されてきた。我が国の国籍法においても国籍唯一の原則を採用し、父母両系主義に変更後は国籍選択制度を導入し、それを維持しようと試みた。しかし、既述の通り、国籍選択制度自体は存在すれど、実態は法務大臣による催告はおこなわれておらず、我が国において、国籍唯一の原則は徹底されていない。

一方、無国籍者については、そのような状態が生じることを国際社会は防止しようと試みている。複数国籍保持者から生じる種々の問題については、各種条約を採択することにより回避している。個人に複数国籍の保持を認め、一方で無国籍者の発生を防止するという規範意識が国際社会に生じていると考えられる。

無国籍者防止原則は個人の側から見ると、国籍を獲得する権利のアスペクトを有する。世界人権宣言15条、児童の権利として自由権規約24条3項などに規定されることにより、無国籍者の削減が国際社会一般に受け入れられ、かつ、すでに人権として国籍を獲得する権利が存在すると考えられる。国籍について、その権限は国家管轄事項であることは確かであるものの、国家が有する権限は、種々の国際人権条約の原則によって制限されつつあると考えられる。

〈注〉

- (1) 奥田安弘、「国籍法と国際親子法」、(有斐閣、2004年) 33頁。
- (2) 酒井啓亘、寺谷広司、西村弓、濱本正太郎「国際法」(2011年、有斐閣) 595頁(寺谷氏担当部分)。
- (3) Nationality Decrees issued in Tunis and Morocco (French Zone), Advisory Opinion, *PCIJ Reports, Series B, No.4*
- (4) 奥田、前掲注(1)、31頁。
- (5) 同条約の報告書において、第二次大戦後の人権法の発展に伴い、この分野における国家の裁量は、個人の基本権をよりいっそう考慮すべきであるという認識が高まっていると述べる。奥田安弘、館田晶子、「1997年のヨーロッパ国籍条約」、北大法学論集50巻5号1213頁。Council of Europe, *European Convention on Nationality and Explanatory Report*, (1997), p.29.
- (6) *Affaire Nottebohm, ICJ Reports*, 1955, p.20
- (7) 高橋和之、岩沢雄司、早川眞一郎、「鼎談 国籍法違憲判決をめぐって」*ジュリスト*2008年11月1日号 1366号 45頁。岩沢発言部分参照。
- (8) 日本国憲法10条参照。

- (9) *supra* note 3, p.24.
- (10) Peter J. Spiro, "A New International Law of Citizenship", *AJIL*, Vol.105, p.694.
- (11) Oliver Dörr, "Nationality", *Encyclopedia of Public International Law*, (Max Planck,2012), pp.496-497
- (12) Draft articles on Diplomatic Protection, U.N. Doc., Supplement No. 10 (A/61/10).
- (13) 山本 草二, 『国際法新版』, (1997年、有斐閣) 231頁。
- (14) 山本 同上書 504頁。
- (15) ヨーロッパ国籍条約第六条 (国籍の取得)
- 1 各締約国は、国内法において、次に掲げる者が法律上当然に国籍を取得することを規定しなければならない。
 - a 外国で生まれた子どもに関する国内法上の規定による例外を除き、出生の時に親の一方が締約国の国籍を有していた子ども。(以下、略)
 - 2 各締約国は国内法において、その領域内で出生し生来的に他の国籍を取得しない子どもが国籍を取得することを規定しなければならない。(以下、略)
 条約の日本語訳は、前掲注 (5)、奥田・館田論文1216頁に拠った。
- (16) 障害者の権利条約、第十八条 移動の自由及び国籍についての権利
- 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者と平等に移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 - (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。
 - (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続 (例えば、出入国の手続) を利用することを、障害を理由として奪われないこと。(以下略)
 - 2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。
- 障害者の権利に関する条約 (日本は2007年署名、2012年現在未加入) の訳文は、外務省の仮訳に依拠した。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html (2012年9月14日取得)
- (17) Chan, "The Right to a Nationality As a Human Rights", *Human Rights Law Journal*, Vol.12, pp.1-14, (1991).
- (18) Amendments in the Naturalization Provisions of the Constitution of Costa Rica, Advisory Opinion of 19 January 1984, OC-4/84, paras.32-33, reported in *Human Rights Law Journal*, Vol.5, (1984).
- (19) *ibid.*
- (20) 無国籍の削減に関する条約 第一条1締約国は、その領域内で出生した国籍を付与しなければ無国籍となる者に対しその国籍を付与する。この国籍は次の場合に付与される。
- a) 出生のとき当然に、または、
 - b) 国内法に定められた様式に基づいて、当該の者によりまたはその者のために適当な機関に対して申請が為されたとき。この条の2の規定に従うことを条件として、この申請は拒否することができない。
- 日本は同条約に未加入。翻訳については、松井他編『国際人権条約・宣言集第3版』, (東信堂、2005年)、487頁を参照。
- (21) Dörr, *supra* note 11, para.33. しかしながら、イラク、モナコ、大韓民国、アラブ首長国連邦は、この条文に留保を付しており、夫婦同一国籍原則を維持する国内法を有すると推測され

- る。
- (22) ヨーロッパ国籍条約6条1項a) 後段
 - (23) 最大判平20・6・4民集62巻6号1367号、拙稿「婚外子と国際人権法」〔平成20年度 重要判例解説〕ジュリスト臨時増刊1376号、319頁～320頁。
 - (24) 1989年、自由権規約委員会が採択した同条の一般的意見17 (U.N.Doc., A/44/40, Annex VI, para.5) において、「婚外子と婚内子との間のあらゆる差別を排除することを目的とした保護手続を確保する法制度および実行」を規約締約国に求め、この時点で婚外子差別が違法であると規約委員会が明示したと考えられる。
 - (25) Dörr, *supra* note 11, para.32.
 - (26) *Ibid.*
 - (27) 奥田・飯田、前掲注(5)、100頁。
 - (28) 同上。
 - (29) Dörr, *supra* note 11, para.16
 - (30) Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7th ed., Oxford Univ. Press, 2008, p.666.
 - (31) 前田直子「国籍の国家承継」村瀬 信也・鶴岡 公二編『変革期の国際法委員会』(2011年信山社) 538頁。
 - (32) 加藤 信行「国際法における個人」〔現代国際法講義〕(有斐閣、2012年) 213頁。
 - (33) 承継国の国籍を取得することが国際法上の原則であると判示した事例として、T・宋事件、京都地判昭55・5・16、判タ431号142頁。一方、国際法上の原則の不存在を認めた事例として、M・神田事件、最大判昭36・4・5民集15巻4号657頁。
 - (34) A/RES/55/153, 12 Dec.2000.国連総会決議において、決議のAnnexとして条文草案を付し、その広報を国連加盟国に求めた。UNGA Res59/34 2 Dec.2004, UNGA Res 63/188 18th Dec. 2008.
 - (35) Council of Europe, Convention on the Avoidance of statelessness in relation to State Succession. 丹波 こずえ、小畑 郁「国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約及び説明報告書」、名古屋大法政論集218号(2007年)、267頁～283頁参照。
 - (36) 丹波・小畑 前掲論文268頁。
 - (37) 前田 前掲注(31) 540頁。
 - (38) 烏居 淳子、「無国籍」、『国際関係法辞典第二版』、(三省堂、2005年) 838頁、Katja Göcke, "Stateless Persons", *Encyclopedia of Public International Law*, (Max Planck, 2012), p.551.
 - (39) UNHCR, "2009 Global Trends: Refugees, Asylum-seekers, Returnees, Internally Displaced and Stateless Persons", (2010), p.4.
 - (40) 無国籍者が不法入国先で送還先の決定ができないがため、長期間にわたって収容され続ける事態が生じうる。駒井知会、「世界と日本の無国籍問題」〔自由と正義〕62巻4号。
 - (41) 無国籍者に対する外交的保護権の不存在を解消するため、国際法委員会の作成した外交的保護条文草案8条で、国は、合法的に居住しかつ常居所を有する無国籍者について、外交的保護を行使することができるかと規定した。
 - (42) 血統主義を取る国で生まれた子の親の国籍国が、厳格な出生地主義を取る場合、厳格な血統主義の国で生まれた子の親が無国籍者またはその子の親が不明な場合に生じうる。烏居 前掲注(38)。
 - (43) 烏居 前掲注(38)。
 - (44) 同条約は、2009年現在、65カ国が締約国となっている。
 - (45) Göcke, *supra* note 38, p.553.
 - (46) UNGA Res3274 (XXIX), 10 Dec.1974.
 - (47) 1954年無国籍者の地位に関する条約は当事国が65カ国、無国籍の削減に関する条約は、37

カ国である。

- (48) 近藤敦、「グローバル時代における国籍と市民権」、『自由と正義』62巻4号（2011年4月）、44頁。
- (49) 阿部 浩己、「無国籍の情景」、UNHCR（2010年、4月）、<http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/StatelessStudy.pdf>（2012年8月10日取得）、8頁。
- (50) Dörr, *supra* note 11, para.22
- (51) 溜池良夫『国際私法講義 第三版』（有斐閣、2005年）、113頁。
- (52) 条約の翻訳については、奥脇 直也編『国際条約集2011年版』（有斐閣）276頁を参照した。
- (53) この潮流は1980年代からヨーロッパを中心に見受けられる。1988年ヨーロッパ評議会の議員会議は、出生による複数国籍を保持する権利を与えるべきであるという勧告を採択した。茂木鉄平、「複数国籍の承認と人権保障」、『自由と正義』、62巻4号52頁。
- (54) Yearbook of International Law Commission, 58th session（2006）、A/CN.4/559, pp.13-100.同条草案の採択経緯については、土屋志穂、「外交的保護」、村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』（信山社・2011年）193頁参照。
- (55) 第170回国会参議院法務委員会会議録第5号23頁（平成20年11月27日）
- (56) ヨーロッパ国籍条約17条1項参照。
- (57) 同旨、大山尚、「重国籍と国籍唯一の原則」、『立法と調査』、No.295, pp117-118。
- (58) 茂木、前掲注（53）52頁。

The Effect of International Human Rights Treaties on Nationality

Miyako TATEMATSU

Nationality is a legal bond between a person and a State. In 1923, the Permanent Court of International Justice (PCIJ) held that the questions of nationality were in principle within the domestic jurisdiction of States (Nationality Decrees Issued in Tunis and Morocco 24). It is said that a State has discretion to decide the members of its community. It has been almost 90 years since this case. Since World War II, many international human right treaties have been adopted, so the author has the impression that the state's domestic jurisdiction would have been affected by these treaties.

This paper shows that the area of Nationality was affected by the UN human rights treaties' provisions . First, the right to Nationality was established, and from this right, the States should take measures to avoid the occurrence of stateless people. In addition, the principle of equality of the sexes and the principle of non-discrimination affected the state's administration of Nationality.

It is still uncertain that the state's discretion was limited by the human rights treaties. However, it can be said that the evolution of human rights treaties had certain effects on Nationality.